

大和郷土地改良区会計細則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この土地改良区の会計、固定資産及び物品等に関する事務は、法令、定款及び規約に定めるもののほか、この細則に定めるところによる。

(会計主任等)

第2条 会計主任は、現金、預金通帳、会計に関する帳簿、固定資産に関する帳簿及び物品に関する帳簿等を保管する。

2 会計主任は、その保管する現金を私金と混同してはならない。

3 会計主任は、その保管する現金を盗難その他により亡失したときは、直ちに会計担当理事及び理事長に報告し、その指示を受けなければならない。

4 庶務係は、金融機関に対する届出印を保管する。

(区分経理)

第3条 農業基盤整備資金の融資を受けた事業に要した費用は、他の事業の費用と明瞭に区分して経理しなければならない。

(会計帳簿等の管理)

第4条 現金、預金通帳、金融機関に対する届出印、会計に関する帳簿、固定資産に関する帳簿及び物品に関する帳簿等を会計担当理事の承認なく外部に持ち出してはならない。

(帳簿等の保存及び処分)

第5条 会計に関する帳簿及び第11条に規定する必要書類並びに固定資産及び物品に関する帳簿等(以下「帳簿等」という。)の保存期間は、その最終記入日の属する年度の翌年度から最低10年以上保存しなければならない。

2 保存期間経過後の帳簿の廃棄については、あらかじめ会計担当理事の承認を得なければならない。

(借入書類の写しの保存)

第6条 区債及び借入金等のため金融機関等に提出した書類(申込書、同添付書類、借用証書及び念書等)は、全て写しを作成し、一括して保存しなければならない。

(本細則に定めのない事項)

第7条 この細則に定めのない事項については、会計担当理事の承認を得て処理するものとする。

第2章 予算事務

(財務諸表等科目、様式及び予算執行等)

第8条 この土地改良区の会計で用いる科目は、これを貸借対照表、正味財産増減計算書、収支予算書、収支決算書及び財産目録ごとに科目を区分し、その名称、配列及び内容については、別表のとおりとする。

2 財務諸表等、事業報告書、会計主要簿及び補助簿に使用する様式は、土地改良区の会計細則例(平成31年2月14日付け農林水産省農村振興局長通知)に準ずるものとする。

3 科目中、款の新設若しくは廃止又は款相互間の予算の流用については、総代会の議

決を経なければならぬ。ただし、規約の定めるところにより、理事会の専決処分とすることを妨げない。

4 次の予算執行等については、理事会の議決を経なければならぬ。ただし、あらかじめ理事会において理事長の専決に委ねたものについては、この限りでない。

- (1) 科目中、項の新設若しくは廃止又は項相互間の予算流用
- (2) 科目中、目及び節の新設若しくは廃止又は目又は節相互間の予算流用
- (3) 予備費の充用
(収支予算書)

第9条 収支予算書は、前条の規定により定める科目配列の順に記載する。

(会計年度経過後の予算の補正の禁止)

第10条 予算は、会計年度経過後においては、これを補正することができない。

第3章 収入支出事務

(必要書類)

第11条 土地改良区の出納には、次の書類を必要とする。

- (1) 収入命令書、支出命令書又は振替命令書
- (2) 証拠書類
(収入命令書)

第12条 土地改良区の収入は、全て収入命令書によらなければならない。

2 収入命令書には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 番号(年度別の一連番号)
- (2) 所属年度
- (3) 収入科目(款、項、目及び節)
- (4) 収入の金額及び事由
- (5) 納入者の住所及び氏名
- (6) その他必要と認める事項

(賦課金等の徴収)

第13条 土地改良区は、土地改良法(昭和24年法律第195号)の規定による賦課金、過怠金又は延滞利息をその組合員に対して賦課徴収するには、賦課通知書を交付するものとする。

2 土地改良区は、加入金、決済金、使用料その他の金銭をその納入すべきものから徴収するには、納入告知書を交付するものとする。

(賦課金等の手続)

第14条 前条の規定により賦課通知書又は納入告知書を交付したときは、次に掲げる手続をしなければならない。

- (1) 発行区分ごとに賦課通知書及び納入告知書の原符に集計表を付して編てつすること。
- (2) 賦課基準、賦課額等を賦課金徴収原簿の個人別口座に記入すること。
- (3) 発行区分ごとの賦課金総額を賦課金台帳に記入すること。

(賦課金等の領収)

第15条 土地改良区は、賦課通知書により金銭を領収したとき又は納入告知書により金銭を領収したときは、賦課通知書又は納入告知書に接続する領収証に領収印を押印して納入者に交付しなければならない。

(領収証交付後の手続)

第 16 条 前条の規定により領収証を交付したときは、次に掲げる手続をしなければならない。

- (1) 賦課通知書又は納入告知書の原符に領収年月日を記入すること。
- (2) 徴収済額、徴収未済額等を賦課金徴収原簿に記入すること。
- (3) 発行区分ごとの徴収済額、徴収未済額を賦課金台帳に記入すること。

(証拠書類)

第 17 条 賦課通知書により金銭を領収し、又は納入告知書により金銭を領収したときは、当該領収に係る領収済通知書を証拠書類として保存しなければならない。

2 賦課通知書又は納入告知書によらない借入金又は補助金等の金銭を領収したときは、その領収金額の算出基礎を証明するに足りる証拠書類を徴収し、又は作成してこれを保存しなければならない。

(領収証の発行)

第 18 条 金銭以外の金銭を収納したときは、納入者に対して所定様式の領収証を発行しなければならない。ただし、納入者からの要求その他の事由により、所定の領収証用紙によらない領収証を発行する必要があるときは、理事長の承認を得て別途領収証を発行することができる。

2 振込入金の場合は、領収証を発行しないことができる。

(賦課通知書等によらない領収)

第 19 条 賦課通知書又は納入告知書によらない借入金による金銭を収入したときは、借入金台帳に必要な事項を記載しなければならない。

(支出命令書)

第 20 条 土地改良区の支出は、全て支出命令書によらなければならない。

2 支出命令書には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 番号(年度別一連番号)
- (2) 所属年度
- (3) 支出科目(款、項、目及び節)
- (4) 支出の金額及び事由
- (5) 債主の住所及び氏名
- (6) その他必要と認める事項

(支払方法)

第 21 条 金銭の支払方法は、原則として口座振込、口座振替又は小切手によるものとする。ただし、役職員等に対する報酬、給与、諸手当等の支払その他これらによりがたい場合は、この限りではない。

2 銀行その他の金融機関への振込依頼書及び振出小切手の作成は、会計主任がこれを行い、小切手の署名及び捺印は、理事長がこれを行う。

(立会い)

第 22 条 次の各号に掲げる支払をしようとするときは、会計担当理事又はその指名する者が立会いのうえ支払わなければならない。

- (1) 1 件の支払金額 100 万円以上のもの。ただし、口座振替の方法により支払う場合は、この限りでない。
- (2) 理事会で定めたもの

(領収証の徴収等)

第 23 条 土地改良区は、金銭を支払ったときは、次に掲げる場合を除き債主から領収証を徴収しなければならない。

- (1) 特別な事情により領収証を徴することができないときは、当該支出命令書に記載してある請求書に会計担当理事の支払証明書を付して領収証に代えることができる。
- (2) 口座振替の方法により支出したもの

(領収証の不受理)

第 24 条 次の各号の一に該当する領収証は、受領してはならない。

- (1) 請求書の内容と一致しないもの
- (2) 鉛筆等消去可能なもので記載してあるもの
- (3) 金額を訂正してあるもの
- (4) 金額以外の箇所を訂正し、訂正印のないもの
- (5) 領収印が他人の代印であって本人の委任状がないもの
- (6) 領収した日付の記載がないもの

(概算払)

第 25 条 旅費及び経費の性質上概算をもって支払わなければ事務の取扱いに支障を及ぼすような経費で理事長が承認したものは、概算払をすることができる。

(前金払)

第 26 条 次の各号に掲げる経費については、前金払をすることができる。

- (1) 土地若しくは家屋の買収又は収用により、その移転を必要とすることとなった家屋又は物件の移転料
- (2) 前金で支払わなければ契約しがたい買入れ又は借入れに要する経費
- (3) 前各号に掲げるもののほか、経費の性質上、前金をもって支払をしなければ事務の取扱いに支障を及ぼすような経費で、理事会が承認したもの

(手持現金)

第 27 条 会計主任は、緊急やむを得ず支払を要する少額の経費の支払に充てるため、必要がある場合は、手持現金をおくことができる。

- 2 手持現金の保有限度額は、4 万円以内とし、その受払及び保管は会計主任が行う。
- 3 手持現金は、金庫に保管し管理するほか、日々の現金有高を出納簿と照合する。

(過誤払の戻入れ、過誤納の戻出し)

第 28 条 支出の誤払又は過渡しとなった金額及び資金前渡し又は概算払をした場合の精算残金を返納させるときは、収入の手続の例により、これを当該支出した経費に戻入れしなければならない。

- 2 誤納又は過納となった金額を払戻すときは、支出の手続の例により、これを当該収納した収入から戻出ししなければならない。

(振替命令書)

第 29 条 土地改良区の振替（以下、現金取引以外の取引をいう。）は、全て振替命令書によらなければならない。

- 2 振替命令書には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 番号（年度別の一連番号）
- (2) 所属年度

(3) 振替勘定科目（款、項、目及び節）

(4) 振替金額

(5) 振替事由

(6) その他必要と認める事項

（金融口座への振込）

第 30 条 土地改良区が有する金融機関の口座へ振込を行う場合には、次の事項を記載した書面を作成し、理事長の承認を得なければならない。

(1) 番号（年度別の一連番号）

(2) 所属年度

(3) 振出し元の口座名、口座番号及び振出し金額

(4) 振込先の口座名、口座番号及び振込金額

(5) 振込事由

(6) その他必要と認める事項

（残高の照合）

第 31 条 会計主任は、現金について、日々の現金出納終了後、その残高を現金預金出納帳と照合しなければならない。

2 会計主任は、毎月末において、現金及び預金残高と現金預金出納帳の残高とを照合し、その結果について会計担当理事の確認を受けなければならない。

3 会計主任は、前項の規定により確認を受けた旨の書面を作成するとともに、会計担当理事と当該書面に署名しなければならない。

4 会計主任は、毎月末の現金及び預金残高と現金預金出納帳の残高の照合の結果について、前項の書面を添えて理事会で報告しなければならない。

（月計表の作成）

第 32 条 会計主任は、毎月 15 日までに、前月分までの月計表を作成して自ら検算を行い、会計担当理事の確認を受けなければならない。

（農業基盤整備資金の貸付受入金）

第 33 条 農業基盤整備資金の貸付受入金を引き出すときは、当該貸付受入金で支払うべき事業に要する費用の証拠書類（請負契約書、都道府県知事又は当該知事が権限を委任した職員の発行する出来高証明書、支払証明書、請求書又は領収証等）の原本及び写し（原本と相違ない旨の理事長の証明印のあるもの）を農業基盤整備資金受託金融機関に提示し、原本に当該受託金融機関の証印を押印させるものとする。

2 前項の規定により押印した請求書及び領収証は、第 20 条の支出命令書の裏面に添付し、契印を押印しなければならない。

（金融機関との取引）

第 34 条 金融機関との取引は、理事長名をもって行う。ただし、土地改良法第 21 条の規定に基づく場合にあっては、監事名をもって行う。

2 銀行その他の金融機関との取引を開始若しくは廃止し又は口座の開設若しくは解約をするときは、理事長の承認を得なければならない。

3 証券会社との取引を開始又は廃止するときは、前項の規定を準用する。

（証拠書類の整理方法）

第 35 条 収入又は支出に関する証拠書類は、1 年分をまとめて予算編成の款、項、目及び節の順序に区分して編てつし、各区分ごとに集計表を付さなければならない。

2 前項の場合において、証拠書類の原本を他の科目に編てつするため当該科目に編てつすることができないときはその写しを作成し、これを編てつしなければならない。この場合には、写しに原本の編てつの科目を記載しなければならない。

3 第1項の集計表には、次の事項を記入しなければならない。

- (1) 所属年度
- (2) 収入科目又は支出科目（款、項、目及び節）
- (3) 枚数
- (4) 金額

4 第1項の集計表に記載する金額は、当該年度末の収支決算書に計上する款、項、目及び節の金額に一致しなければならない。

第4章 帳簿組織

（会計主要簿）

第36条 会計主要簿は、次の帳簿とする。

- (1) 現金預金出納帳
- (2) 収入整理簿（以下「収入簿」という。）
- (3) 支出整理簿（以下「支出簿」という。）
- (4) 仕訳帳
- (5) 総勘定元帳

2 会計主要簿は、会計年度ごとに更新しなければならない。

（現金預金出納帳の記載方法）

第37条 現金預金出納帳は、全て収入命令書又は支出命令書により、取扱日付順に転記しなければならない。

2 現金預金出納帳には、次の事項を記載する。

- (1) 取引年月日
- (2) 収入命令書又は支出命令書の番号
- (3) 収入科目又は支出科目（款、項、目及び節）
- (4) 入金金額又は支払金額
- (5) 手持資金残高
- (6) 残高内訳（現金、預金、農業基盤整備資金貸付受入金の別）
- (7) 収入又は支出の内容

（収入簿及び支出簿の記載方法）

第38条 収入簿及び支出簿は、予算編成の款、項、目及び節の順に口座を設けなければならない。

2 収入簿は、収入命令書により、支出簿は、支出命令書により、それぞれ当該款、項、目及び節の口座に転記するものとする。

3 収入簿及び支出簿には、次の事項を記載する。

- (1) 記入年月日
- (2) 収入命令書又は支出命令書の番号
- (3) 内容
- (4) 予算額
- (5) 収入又は支出済の金額及び累計
- (6) 予算残高

4 予算の流用を記載する場合には、流用減となる科目については、流用額を予算額欄に赤記し、流用増となる科目については、流用額を予算額欄に黒記するものとする。予備費の充用の場合も同様とする。

(仕訳帳の記載方法)

第 39 条 仕訳帳は、全て収入命令書、出金命令書及び振替命令書により、取扱日付順に記載しなければならない。

2 仕訳帳には、次の事項を記載する。

- (1) 取引年月日
- (2) 勘定科目
- (3) 総勘定元帳の頁数
- (4) 借方金額又は貸方金額

(総勘定元帳の記載方法)

第 40 条 総勘定元帳には、各勘定ごとに仕訳帳に記載の年月日、相手方勘定科目及び金額を記載しなければならない。

(補助簿)

第 41 条 土地改良区は、会計主要簿のほかに会計補助簿として、次の帳簿を置かなければならない。

- (1) 賦課金台帳
- (2) 賦課金徴収原簿
- (3) その他未収金台帳
- (4) 未払金台帳
- (5) 現金出納帳
- (6) 請負工事簿
- (7) 事業用地買収補償簿
- (8) 工事用資材受払簿
- (9) 土地改良施設台帳
- (10) 固定資産台帳
- (11) 借入金台帳
- (12) 備品台帳
- (13) 積立金台帳
- (14) 退職給与金要支給額台帳

2 会計補助簿は、各会計年度を通じて継続使用して差支えない。

3 賦課金台帳は、賦課金の賦課基準、賦課額、徴収済額、徴収未済額等を賦課通知書の交付区分ごとに詳細に記載する。

4 賦課金徴収原簿は、賦課金の賦課基準、賦課額、徴収済額、徴収未済額等を個人別に詳細に記載する。

5 その他未収金台帳は、補助金、受託金、賦課金の未収以外の未収金について、未収金別に、その相手方、支払期限日、未収金額等を詳細に記載する。

6 未払金台帳は、委託業務等の単位ごとに、その相手方、契約締結日、契約金額等を詳細に記載する。

7 現金出納帳は、支払日付順に、支払年月日、内訳、支出額等を記載する。

8 請負工事簿は、工種別に施行箇所、数量、設計予算額、請負額、支出額等を詳細に

記載する。

- 9 事業用地買収補償簿は、工種別に買収補償の対象となる土地物件の所在地、被買収補償者、買収費、補償費等を詳細に記載する。
- 10 工事用資材受払簿は、工事用資材の受払を工種別かつ品目別に詳細に記載する。
- 11 土地改良施設台帳は、施設名、造成した事業名、造成主体、施設の種類、所在、構造、規模、数量、取得価額、取得年度、耐用年数、事業区分、管理区分、経過年数、減価償却累計額、期末残高等を詳細に記載する。
- 12 固定資産台帳は、土地改良施設台帳に登録されない土地、建物、機械等について取得価額、取得年度、耐用年数、経過年数、減価償却累計額、期末残高等を詳細に記載する。
- 13 借入金台帳は、借入金及び農業基盤整備資金を1件ごとに詳細に記載する。
- 14 備品台帳は、品目ごとに、購入金額、修繕費、廃棄年月日等を詳細に記載する。
- 15 積立金台帳は、積立金の種類ごとに、預入金融機関、預入期間、利率等を詳細に記載する。
- 16 退職給与金要支給額台帳は、対象職員ごとに採用からの経過年数、支給率、支給計算基準額等を詳細に記載する。
- 17 この会計細則に定めるほか、必要に応じて補助簿をおくことができる。

(日計表等の様式)

第42条 日計表、月計表、精算表及び集計表の様式については、土地改良区の会計細則例(平成31年2月14日付け農林水産省農村振興局長通知)に準ずるものとする。

(記帳)

第43条 仕訳帳及び現金預金出納帳は、全て収入命令書、支出命令書及び振替命令書に基づいて遅滞なく記帳するとともに、仕訳帳から総勘定元帳に記帳しなければならない。

2 補助簿は、その証拠書類に基づいて記帳しなければならない。

(帳簿間の照合)

第44条 会計主任は、毎月末において、収入簿の収入済額及び支出簿の支出済額の月計と、現金預金出納帳の入金月計及び出金月計とを照合し、会計担当理事の確認を受けなければならない。

第5章 決算事務

(貸借対照表等の提出)

第45条 会計担当理事は、毎会計年度、会計主任をして貸借対照表、正味財産増減計算書、収支決算書及び財産目録を作成させ、事業年度終了の日の翌日から3ヶ月以内に理事長に提出しなければならない。

(決算前の検算等)

第46条 会計担当理事は、当該会計年度の貸借対照表、正味財産増減計算書、収支決算書及び財産目録を作成する前に、収入命令書、支出命令書及び振替命令書と現金預金出納帳、収入簿及び支出簿の記載事項との照合、主要簿と補助簿との記載事項の照合並びにこれらの帳簿の記載事項の検算をしなければならない。

(有価証券の評価)

第47条 満期まで所有する意図をもって保有する有価証券(以下「満期保有目的の債券」という。)の評価額は、原則としてその取得価額とする。なお、満期保有目的の債券

の取得価額と債権金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定した価額とする。また、満期保有目的の債券以外の有価証券のうち市場価格のあるものについては、時価により評価する。

2 有価証券の取得価額は、購入原価に購入手数料を加算した額とする。

(収支決算書等の作成)

第 48 条 会計担当理事は、第 46 条による検算によって帳簿の記載が正確であることを確認した後、会計主任をして現金預金出納帳、収入簿及び支出簿の各口座を締切らせ、収入簿及び支出簿の各款、項、目及び節の累計を科目配列の順に列記して収支決算書を作成させるものとする。

2 会計担当理事は、会計主任をして主要簿及び補助簿に基づき決算整理仕訳（資産について減価償却費、有価証券について時価評価に伴う損益、繰延資産の償却等、決算に当たって必要となる仕訳をいう。）を行わせ仕訳帳及び総勘定元帳の各口座を締切らせ精算表、貸借対照表及び正味財産増減計算書を作成させるものとする。

(財産目録)

第 49 条 会計担当理事は、会計主任をして、財産目録に記載すべき資産及び負債の現況を、主要簿、補助簿及び関係書類によって作成させるものとする。

2 前項の財産目録は、記載すべき資産がなく、負債のみの場合でもこれを作成するものとする。

3 第 1 項の財産目録を作成する場合において、補助金及び使用料を除いた債権並びに区債及び借入金を除いた債務については、相手先別にその金額の明細表を作成しなければならない。

(年度決算における留意事項)

第 50 条 年度決算において会計主任は、通常の整理業務のほか、少なくとも次の事項について計算及び確認を行うものとする。

- (1) 未収金、未払金、前払金及び前受金の計算
- (2) 資産評価額の適否及び合計額並びに簿外資産のないことの確認
- (3) 負債の評価額の適否及び合計額並びに簿外負債のないことの確認
- (4) その他決算に当たって必要とされる事項の確認

(事業報告書)

第 51 条 規約第 41 条の規定による事業報告書には、次の事項を記載するものとする。

- (1) 地区及び組合員の状況
- (2) 事業の状況
- (3) 事務の経過
- (4) 経理の状況

第 6 章 記帳上の注意事項

(記帳原則)

第 52 条 証拠書類等の金額は、算用数字を使用し、読みやすいように円以上全て三位ごとにコンマ (,) をつける。

2 次頁に繰越すときは、その頁の最終行に金額の小計を記入して摘要欄に「次葉へ繰越」と書き、次頁最初の行の摘要欄に「前葉より繰越」として小計を転記する。

(収入命令日等)

第 53 条 収入命令書及び支出命令書は、相手方に請求した日又は相手方から請求があつ

た日をもって作成するものとする。

- 2 収入命令書、支出命令書又は振替命令書における金額又は相手先名等の誤記があった場合には、新たに収入命令書、支出命令書又は振替命令書を作成しなければならない。
- 3 前項の誤記に係る収入命令書、支出命令書又は振替命令書が既に決裁済にあるときは、前項の規定にかかわらず誤記に係るものはそのままとし、誤記の発見の日の日付をもって新たに誤記に係るものと同様のものを赤字で作成し訂正のものを黒字で作成するものとする。
- 4 前2項の訂正により主要簿及び補助簿の記載事項を訂正するには、誤記部分を新たに赤記し、次の行にて訂正部分を黒記するものとする。

(誤記訂正等)

第54条 誤記を取り消す場合又は前条第2項若しくは第3項の規定による誤記訂正以外の訂正をする場合には、誤記の字句に取消線(黒)を画いて取消し、訂正すべき字句を記載する。この場合において数字については、誤記が一字であっても、その一連の数字全部を訂正するものとする。

- 2 主要簿又は補助簿の行全部を取消すときは、その行の中央に取消線(黒)を画き、その上に「空白」と赤記し、頁の全行を取消すときは「廃頁」と赤記する。
- 3 主要簿又は補助簿の頁又は行を越えて記帳したときは、前項に準じて空白部分に取消線を画き、これを抹消する。
- 4 主要簿又は補助簿に記入の漏れを発見したときは、発見の日の日付をもって記入を行い、摘要欄又は附記欄に「○年○月○日分追記」と赤記する。

(責任者印)

第55条 前2条の規定により訂正又は取消を行った箇所には、会計担当理事及び会計主任が訂正印を押印しなければならない。

- 2 使用済となった主要簿又は補助簿には、表紙裏面に帳簿の使用期間中の責任の所在を明らかにするため、理事長、会計担当理事、会計主任及びその帳簿を監査した監事の氏名を記録し、押印しなければならない。

第7章 固定資産会計事務

(固定資産の範囲)

第56条 固定資産とは、次に掲げるものをいう。ただし、時の経過によりその価値を減少する資産については、耐用年数が1年以上で、かつ、取得価額が10万円以上(所有土地改良施設及び受託土地改良施設使用収益権は除く。)のものをいう。

(1) 基本財産

原野、雑種地、建物及びその従物、土地改良施設更新積立金

(2) 特定資産

所有土地改良施設、土地改良施設用地等、水利権、退職給付積立金、地区除外決済金積立金、廃根地売却積立金、運営積立金、維持管理積立金

(3) その他固定資産

建設仮勘定、機械及び装置、車両運搬具、器具備品、リース資産、ソフトウェア、適正化事業拠出金、長期未収賦課金等、出資金、差入保証金等

(評価額等)

第57条 固定資産の評価額は、次の各号による。

- (1) 造成によるものは、取得価額
- (2) 譲与によるものは、取得価額
- (3) 購入に係るものは、購入価額に附帯費用を加算した金額
- (4) 交換によるものは、交換に際し提供した物件の帳簿価額
- (5) 贈与によるものは、評価額
- (6) 積立金及び有価証券に係るものは、積立額又は取得価額

2 土地改良施設及び受託土地改良施設使用収益権は、定額法によって減価償却を行うこととする。

3 固定資産のうち減価償却が必要な資産は、定額法によって減価償却を行うこととする。

(固定資産の管理)

第 58 条 会計主任は、固定資産台帳により、固定資産の保全状況及び異動について所要の記録を行うとともに、その異動に関し必要事項を、その都度、会計担当理事に報告しなければならない。

2 固定資産が毀損又は滅失した場合は、直ちに会計担当理事に報告し、その指示を受けなければならない。

(現状調査)

第 59 条 会計主任は、毎会計年度 1 回、固定資産の現状につき調査を行い、固定資産台帳と照合し、その過不足、要修理の如何につき報告書を作成してこれを会計担当理事に提出しなければならない。

(固定資産の減損)

第 60 条 固定資産の時価が著しく下落したときは、回復の見込みがあると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額としなければならない。ただし、対価を伴う事業に供している固定資産については、帳簿価額を超えない限り、使用価値により評価することができる。

(固定資産の改良と修繕)

第 61 条 固定資産の性能を向上し、又は耐用年数を延長するために要した金額は、これをその資産の価額に加算するものとする。

2 固定資産の現状を維持し、原能力の回復に要した金額は、修繕費とする。

第 8 章 物品会計事務

(物品の範囲)

第 62 条 物品とは、次の各号のものをいう。

- (1) 備品 機械器具及びその他の物品で、使用可能期間が 1 年以上であり、原型のまま比較的長期の反復、使用に耐えるもののうち、1 件又は 1 組の取得価格が 3 万円以上 10 万円未満のもの
- (2) 消耗品 固定資産と備品に該当しないもの

(物品の管理)

第 63 条 物品の管理については、備品台帳により記録を行うものとし、第 59 条の規定を準用する。

(物品の処分)

第 64 条 物品(消耗品を除く。)を売却、廃棄等の処分に付する場合は、理事長の承認を得なければならない。

第9章 補則

(財務状況の公表)

第65条 規約第46条の規定による財務状況の公表は、次に掲げる書類を事務所で組合員の閲覧に供する方法により行うものとする。

- (1) 事業報告書
- (2) 貸借対照表
- (3) 収支決算書
- (4) 財産目録
- (5) その他理事長が必要と認める事項を記載した書面

2 前項の公表は、毎年度決算関係書類について総代会で承認後、遅滞なく行うものとする。

3 財務状況の公表を行ったときは、その旨を事務所の掲示板に掲示するものとする。

4 理事長は、財務状況を公表するには、あらかじめ監事の監査に付し、その意見を付けて理事会の承認を受けなければならない。

附 則

1. この会計細則は、昭和54年3月30日から施行する。

附 則

1. この会計細則は、議決の日（平成18年3月28日）から施行する。

附 則

1. この会計細則は、議決の日（平成24年3月29日）から施行する。

附 則

1. この会計細則は、議決の日（平成28年3月30日）から施行する。

附 則

1. この会計細則は、平成30年3月29日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、令和4年4月1日から施行する。

(令和3年度会計の処理の特例)

- 2 この細則の施行後においても令和3年度会計の処理については、なお従前の例による。

附 則

この会計細則は、総代会承認の日（令和4年8月30日）から施行する。

附 則

この会計細則は、総代会承認の日（令和6年8月29日）から施行する。

附 則

この会計細則は、総代会承認の日（令和8年3月27日）から施行する。

別表（第8条第1項関係）

科目一覧表

貸借対照表

【 資産の部 】

流動資産

款	項	目	節	説明
〔流動資産〕				資産のうち、事業年度期末日の翌日から1年以内に現金化、費用化ができるもの
	現金及び預金			現金：手もとにある金銭、小切手、郵便為替貯金払出証券、郵便為替証書等 預金：金融機関への預貯金、当座預金、普通預金、定期預金、郵便貯金等（特定資産に属するものを除く。）
	有価証券			事業年度期末日の翌日から1年以内に満期の到来する国債その他の債券（固定資産に属するものは除く。）
	未収賦課金等			賦課金、加入金、転用決済金等土地改良法において強制徴収権を付与されている未収金（当期において賦課等をした未収金に限る。） なお、地区別に賦課金額が異なる等の場合等、必要に応じ、節に、地区名、工区名を設定する。
		未収経常賦課金		未収の経常賦課金（当期において賦課したものの未収金に限る。また、元金の支払がなされた後に確定した未収の延滞金も含む。）
		未収特別賦課金		未収の特別賦課金（当期において賦課したものの未収金に限る。また、元金の支払がなされた後に確定した未収の延滞金も含む。）
		未収加入金		未収の加入金（当期において賦課したものの未収金に限る。また、元金の支払がなされた後に確定した未収の延滞金も含む。）
		未収転用決済金		未収の転用決済金（当期において賦課したものの未収金に限る。また、元金の支払がなされた後に確定した未収の延滞金も含む。）
	換地清算金未収金			土地改良区営事業において、換地清算における関係権利者からの未収金で、換地処分公告の翌日から起算して1年未満のもの
	その他未収金			
		未収負担金		当期において負担を受けるべき負担金のうち未収のもの なお、必要に応じて、節を設定し、事業名等に区分して記載する。
		未収業務受託料		当期において支払いを受けるべき業務受託料のうち未収のもの なお、必要に応じて、節を設定し、事業名等に区分して記載する。
		未収補助金		当期において交付決定を受けた補助金のうち未収のもの なお、必要に応じて、節を設定し、事業名や国、県等の補助金支出者に区分して記載する。
		未収交付金		当期において支払いをうけるべき交付金のうち未収のもの なお、必要に応じて、節を設定し、事業名、地区名等を記載する。
		未収他目的使用料		当期において未収となっている他目的使用料
		未収過怠金		当期において未収となっている過怠金 なお、必要に応じて、節を設定し、具体的な名称を記載する。
		その他未収金		上記以外の未収金
	前払金			購入物品又は用役代金等の前払金、国営土地改良事業における土地改良区負担額を土地改良区が一括納付した場合の納付相当額等
	立替金			役職員の出張旅費や交際費等で支出額や科目が確定していない場合において支出した額を一時的に処理する科目 なお、必要に応じて、目で仮払金を設定する。
	貯蔵品			燃料、資材、消耗工具、事務用品等のうち、取得時に経費又は材料費として処理されず、未使用のまま貯蔵中のものをいい、切手、収入印紙、タクシーチケット等の金券類を含む。
	その他流動資産			上記以外の流動資産
	他会計貸付金			一般会計と特別会計の間に発生した貸付金のうち、返済期限が期末日の翌日から1年以内のもの

固定資産

款	項	目	節	説明
〔固定資産〕				資産のうち、土地改良区において継続的に使用することを目的として所有するもの
基本財産				土地改良区の事業活動の遂行に不可欠なものとして定款及び規約において基本財産と定めたもの
	原野、雑種地、建物及びその従物			規約において基本財産として定めたもの
	備荒積立金			災害等による減収の補填又は災害等による応急復旧事業に充てるための積立金で、規約において基本財産のうち基本財産積立金として定めたもの
	土地改良施設更新積立金			管理する土地改良施設（当該土地改良施設と密接に関連する施設を含む。）の更新のために行う当該土地改良施設の変更に必要となる費用に充てるための積立金で、規約において基本財産のうち基本財産積立金と定めたもの
	事業積立金			土地改良事業（土地改良施設更新積立金により行う更新等を除く。）等を行うために必要な積立金で、規約において基本財産のうち基本財産積立金として定めたもの
	基本財産有価証券			規約において基本財産として定めた有価証券

特定資産				特定の目的のために使途、保有又は運用方法等に制約を課した資産をいう。預金や有価証券等の金融資産に限られず、土地改良施設や土地等も含まれる。なお、下記以外に、具体的に必要な積立目的がある積立金については、別途〇〇積立資産として科目を設定する。
	所有土地改良施設			土地改良区が所有する土地改良施設の工事費又は再調達価格を基礎として算定された取得価額とし、減価償却累計額を控除した額。 なお、取得価額及び減価償却累計額の一部に国庫補助金等が含まれている場合にあっては、国庫補助金等については、別途「財務諸表に対する注記」にその内容並びに金額を記載する。
	土地改良施設用地等			土地改良区が所有する土地改良施設の用地、地上権及び借地権等の取得価額
	水利権			土地改良区が所有する水利権の設定に要した費用
	受託土地改良施設使用収益権			国、県等が所有する土地改良施設（土地、地上権及び借地権等を含む。）を土地改良区が管理受託している場合における土地改良区の負担相当額 なお、減価償却累計額及び当該使用収益権に係る国庫補助金等については、別途「財務諸表に対する注記」にその内容並びに金額を記載する。
	財政調整積立資産			年度間の財源不均衡の調整に充てるための積立金
	職員退職給付引当積立資産			職員の退職給付金に充当する積立金
	役員退任慰労金積立資産			役員退任慰労金に充当する積立金
	転用決済金積立資産			農地の転用等による地区除外に伴う決済金で、決済が行われた翌年度以降の土地改良事業に要する費用に充当する積立金
	廃根地売却金積立資産			開バイ地区内の廃根地の売却代金で、開バイ地区の維持管理事業費に充当する積立金
	運営積立資産			土地改良区の主に一般管理費に充当する積立金
	維持管理費積立資産			各地区の維持管理費に充当する積立金
	減債積立資産			借入金や区債などの長期負債の返済に充当する積立金
	建物等更新積立資産			土地改良区の事務所等の建物等の更新費用に充当する積立金
	土地改良施設建設仮勘定			土地改良区営土地改良事業において土地改良施設が完成する前（建設中）の土地改良区の負担相当額（工事前払金、手付金を含む。） なお、土地改良施設の建設に際して、一部に国庫補助金等が含まれている場合にあっては、国庫補助金等については、別途「財務諸表に対する注記」にその内容並びに金額を記載する。
	附帯事業施設			附帯事業に係る施設の工事費又は再調達価格を基礎として算定された取得価額。 なお、取得価額及び減価償却累計額の一部に国庫補助金等が含まれている場合にあっては、国庫補助金等については、別途「財務諸表に対する注記」にその内容並びに金額を記載する。
	附帯事業施設建設仮勘定			附帯事業に係る施設が完成する前の土地改良区の負担相当額（工事前払金、手付金等を含む。）
その他固定資産				基本財産及び特定資産以外の固定資産
	土地			土地改良施設用地等以外の土地改良区が所有する土地（地上権、借地権等も含む。）
	建物			土地改良区の事務所、倉庫等の建物及びその他建物附属設備並びに構築物（土地改良施設を除く。）
	建設仮勘定			土地改良施設以外の土地改良区の事務所、倉庫等の土地改良区の負担相当額（工事前払金、手付金を含む。）
	機械及び装置			工作又は作業用の機械及び装置（器具備品を除く。）で、減価償却累計額を控除した額。 なお、減価償却累計額については、別途「財務諸表に対する注記」でその金額を記載する。
	車両運搬具			自動車、自動二輪車等の事業の用に供される車両及び運搬具で、減価償却累計額を控除した額 なお、減価償却累計額については、別途「財務諸表に対する注記」でその金額を記載する。
	器具備品			測定、検査及び修理用具等工具器具並びに家具、電気器具、事務機器及び什器等で、減価償却累計額を控除した額 なお、減価償却累計額については、別途「財務諸表に対する注記」でその金額を記載する。
	リース資産			ファイナンス・リース取引で借手側に生じる資産
	ソフトウェア			土地改良施設の操作以外の用に供するソフトウェア（会計ソフト等）
	適正化事業拠出金			適正化事業費の事業実施年度当年度までに拠出されたもの
	長期未収賦課金等			過年度分の賦課金、加入金、転用決済金等の未収金
		長期未収事務費賦課金		過年度（前期以前）分の長期の未収経常賦課金
		長期未収維持管理費賦課金		過年度（前期以前）分の長期の未収経常賦課金
		長期未収償還金分担金賦課金		過年度（前期以前）分の長期の未収特別賦課金
		長期未収加入金		過年度（前期以前）分の長期の未収の負担金
		長期未収転用決済金		過年度（前期以前）分の長期の未収の転用決済金
	出資金			土地改良事業団体連合会、農協等の関係団体への出資金及び有価証券のうち、流動資産の有価証券及び基本財産の基本財産有価証券を除く国債その他の債

	差入保証金			貸借人が賃料その他の賃貸契約上の債務を担保する目的で貸借人に対して支払われるもの等で、契約が満了したときに原則全額が返還されるもの（敷金、保証金等）
	その他固定資産			上記以外のその他の固定資産
	不納欠損引当金			長期未収賦課金等について、滞納処分を行った場合にあっては、時効が完成するまでに、当該長期未収賦課金等の全額を徴収することが困難である場合等の徴収不能見込額
〔繰延資産〕				すでに対価の支払が終了し又は支払義務が確定し、それに対応する役務の提供を受けたが、その効果が将来にわたって発現される費用であり、翌事業年度以降にわたり繰延経理された資産
	土地改良区設立費			土地改良区を設立する際に要した費用
	区債発行費			区債を発行する際に要した費用

【 負債の部 】

流動負債

款	項	目	節	説明
〔流動負債〕				期末日の翌日から1年以内に弁済（履行）期限が到来する負債
	未払金			請負工事費、抛入金、会費及びその他費用等の未払金（当期に支払（納付）請求又は義務がある未払金に限る。）
	前受金			事業年度末日時点において、組合員等から翌期の賦課金等の納入を受けているが、賦課又は納入告知等が行われていないもの（納入期限が期末日の翌日から1年以内のものに限る。）
	預り金			当該年度に給与等の源泉所得税及び社会保険料並びに取引上収受した預り保証金等預り金のうち1年以内に支払又は返還予定のもの
	賞与引当金			職員の賞与手当支給に備えるための引当金
	短期借入金			返済期限が期末日の翌日から1年以内の借入金（返済期限が1年以内となった長期借入金も含む。）
	適正化事業抛入金短期未払金			適正化事業抛入金のうち、事業年度の期末日の翌日から1年以内のもの
	未払消費税等			事業年度の末日における未納付の消費税等
	リース債務			ファイナンス・リース取引により購入したリース物件の代金（リース料の総額）の未払金
	換地清算金未払金			土地改良区営事業において、換地処分公告後、関係権利者に支払うべき換地清算金（支払の予定が期末日の翌日から1年以内のものに限る。）
	換地清算金預り金			国営又は県営土地改良事業において、換地処分公告後、国等から預かっている又は組合員から預かっている換地清算金や、創設換地取得者等から換地処分公告日以前に受領した換地清算金相当額（支払の予定が期末日の翌日から1年以内のものに限る。） なお、必要に応じ、目を設定し、支払先の名称等を記載する。
	その他流動負債			上記以外のその他の流動負債
	他会計借入金			一般会計と特別会計の間に発生した借入金のうち、返済期限が期末日の翌日から1年以内のもの

固定負債

款	項	目	節	説明
〔固定負債〕				
	公庫資金等長期借入金			土地改良事業に係る日本政策金融公庫等からの借入金で、返済期限が事業年度の期末日の翌日から1年を超えるもの なお、必要に応じ、目を設定し、地区名、施設名等を記載する。
	その他の長期借入金			土地改良区運営費等に係る公庫以外のその他金融機関からの借入金で、返済期限が事業年度の期末日の翌日から1年を超えるもの なお、必要に応じ、目を設定し、金融機関名を記載する。
	区債			土地改良区の区債で、返済期限が事業年度の期末日の翌日から1年を超えるもの
	適正化事業抛入金長期未払金			適正化事業抛入金のうち、事業年度の期末日の翌日から1年を超えるもの なお、必要に応じて、目を設定し、地区名を記載する。
	職員退職給付引当金			職員の退職給付に備えるための引当金
	役員退任慰労引当金			役員退任慰労に備えるための引当金（当該引当金に係る規程において明記されたものに限る。）
	長期未払金			過年度分の各種負担金、各種分担金、各種使用料、委託料等の未払金で、弁済（履行）期限から1年を超えるもの
	その他固定負債			上記以外のその他の固定負債

【 正味財産の部 】

款	項	目	節	説明
(指定正味財産)				
	受取補助金等			国や県等から受領した補助金、交付金、助成金 なお、必要に応じて、節を設定し、地区名、事業名、施設名等を記載する。
		受取補助金		
		受取交付金		
		受取助成金		
	所有土地改良施設受贈益			土地改良区が、国又は県等から、土地改良施設の譲与を受けた場合の受入額
	土地改良施設用地等受贈益			土地改良区が土地改良事業を行うに際して、土地改良施設用地等として寄付者等から贈与を受けた土地であって、寄付者により、その用途、処分等に制約が課されている資産の受入額 (土地改良区が、国又は県等から、土地の譲与を受けた場合の受入額も含む。)
	有価証券受贈益			土地改良区が、その用途、処分等に制約が課されている有価証券の贈与等を受けた場合の受入額
	受取寄付金			土地改良区が、寄付者により、その用途、処分等に制約が課されている資金の受入額
	(うち基本財産への充当額)			指定正味財産合計のうち基本財産への充当額
	(うち特定資産への充当額)			指定正味財産合計のうち特定資産への充当額
(一般正味財産)				正味財産から指定正味財産を控除した額
	(うち基本財産への充当額)			一般正味財産合計のうち基本財産への充当額
	(うち特定資産への充当額)			一般正味財産合計のうち特定資産への充当額

正味財産増減計算書

一般正味財産増減の部

1 経常収入

款	項	目	節	説明
				毎期の事業運営から経常的に生じる収入
土地改良事業収入				土地改良事業における収入
	経常賦課金			土地改良施設の維持管理や事務費など土地改良区の運営資金に充てるために組合員から徴収する賦課金 なお、必要に応じて、目を設定して、地区名、施設名等を記載する。
		事務費賦課金		一般管理費等の運営資金に充てるために組合員から徴収する賦課金
		維持管理費賦課金		維持管理費等の施設の維持管理に充てるために組合員から徴収する賦課金
	特別賦課金			土地改良施設の大規模な補修や造成に係る経費について、土地改良区負担分の抛出に充てるために組合員から徴収する賦課金 なお、必要に応じて、目を設定して、地区名、施設名等を記載する。
	加入金			土地改良区に新規に土地が編入（加入）される場合において、土地改良区が当該土地に係る組合員から徴収する加入金 なお、必要に応じて、目を設定して、地区名、施設名等を記載する。
	転用決済金			組合員が土地改良法第3条に規定する資格を喪失し、権利義務の承継又は交替が行われなかった場合による権利義務の決済金 なお、必要に応じて、目を設定して、地区名、施設名等を記載する。
	負担金			土地改良区営土地改良事業における関係者及び関係機関からの負担金収入額 なお、必要に応じて、目を設定し、事業名等を記載する
附帯事業収入				土地改良事業以外の附帯事業により得た収入
	受取他目的使用料			土地改良施設等を土地改良事業以外の用途で使用させることによる収入 なお、必要に応じて、目を設定し、具体的な使用料名を記載する。
	受取手数料			各種証明書、承諾書の交付、帳簿閲覧、立会いなどの手数料 なお、必要に応じて、目を設定し、具体的な使用料名を記載する。（例：証明書交付、帳簿閲覧、承諾書交付、立会等）
	農地中間管理機構業務受託料			定款第4条第4項の規定により、農地中間管理機構から委託を受けて行う事業に係る受託料収入
	多面的機能支払活動組織業務受託料			定款第4条第5項の規定により、農地維持、資源向上等の多面的機能発揮組織事業を行う活動組織から委託を受けて行う事業に係る受託料収入
基本財産運用収入				定款及び規約で定められている基本財産を運用して得られる収入
	基本財産受取配当金			基本財産を運用して受け取る配当金
	基本財産受取利息			基本財産を運用して受け取る利息
	基本財産受取賃貸料			基本財産を運用して受け取る賃貸料
特定資産運用収入				土地改良区が特定の目的のために運用する資産から獲得する収入
	特定資産受取利息			特定資産を運用して受け取る利息
受取補助金等				国や県等から受領した補助金、助成金等
	受取補助金			土地改良事業補助金交付要綱等に基づいて補助される事業に要する経費や農山漁村地域整備交付金交付要綱等に基づいて交付金が交付される事業に要する経費に対する国又は都道府県等からの補助金又は交付金 なお、必要に応じて、目を設定し、具体的な事業名、地区名等を記載する。
	受取助成金等			市町村等から助成される助成金、他種事業の実施による当該事業主体からの補償金、土地改良事業の実施に際して他の団体から受領する協力金 なお、必要に応じて、目を設定し、具体的な事業名、地区名、助成者等がわかるように記載する。
受取交付金				
	適正化事業交付金			土地改良施設維持管理適正化事業を実施する年度における交付金（土地改良区の抛出額は含まない。）
受取業務受託料				土地改良区が業務を受託した際の受託料（定款第4条第4項に規定されていない業務に限る。）
	換地業務受託料			国、県、市、土地改良事業団体連合会等からの換地業務の委託に係る受託料 なお、必要に応じて、目を設定し、具体的な事業名、地区名等を記載する。
	土地改良施設操作受託料			国、県、市等からの土地改良施設の操作業務の委託に係る受託料 なお、必要に応じて、目を設定し、具体的な事業名、地区名、施設名等を記載する。
	調査業務受託料			国、県、市等からの調査業務の委託に係る受託料 なお、必要に応じて、目を設定し、具体的な調査名等を記載する。
	その他業務受託料			その他の業務受託料 なお、必要に応じて、目を設定し、具体的な受託業務名等を記載する。
不納欠損引当金取崩益				不納欠損引当金を取り崩した場合の益

雑収入				上記以外の経常収入
	受取利息配当金			基本財産及び特定資産以外の資産により、受け取った利息や配当金
		受取利息		受け取った利息
		受取配当金		受け取った配当金 (例：農協の出資金に係る配当金)
	受取過剰金			受け取った過剰金
	その他雑収入			上記以外の雑収入
他会計繰入金				
	他会計からの繰入金			他の会計からの繰入金 具体的な会計の名称を記載する。
固定資産受増益				
	所有土地改良施設受増益			指定正味財産の減価償却分の一般正味財産への振替額等

2 経常支出

款	項	目	節	
土地改良事業費				土地改良区が行う土地改良事業の実施に要する経費
	維持管理費			土地改良区が行う維持管理事業の実施に要する経費 なお、必要に応じて、目を設定し、地区名等具体的に記載する。
		給料手当		土地改良事業に従事した職員に対して支給される給与及び諸手当
		臨時雇賃金		土地改良事業に従事したアルバイト・パートタイマーなど臨時の雇い人に対して支払う給料や諸手当
		賞与引当金繰入額		翌年に土地改良区の職員に支給する賞与のうちの当期に負担すべき金額
		旅費交通費		役員や職員が土地改良事業遂行のために行った移動に要する旅費や交通費で、宿泊費のほか出張日当も含む
		通信運搬費		電話・郵便・インターネットなどの通信に要した費用及び運送業者への荷造費・運賃等
		消耗什器備品費		土地改良事業に要する消耗品や固定資産に該当しない器具備品等の購入代金
		修繕費		土地改良施設の修理、改良等のために支出した金額
		水道光熱費		電気・ガス・水道料金及びガソリン・軽油などの燃料の購入代金
		賃借料		土地改良事業に係る備品や車両運搬具等の賃借料又はリース料
		支払保険料		保険会社との間で締結した保険契約に基づき支払った、水陸保険や土地改良施設に付随する車両運搬具等に係る自動車保険等の保険料
		支払負担金等		土地改良区営土地改良事業における関係者及び関係機関に対する負担金・協力金・交付金等
		業務委託費		土地改良事業の一部を外部の業者に業務委託した際の費用
		調査費		用地調査・権利調査・予備調査などの調査に要した費用
		雑費		上記のいずれにも該当しない費用
		電力料		揚水機場、頭首工、除塵機等の電力料
		租税公課		車両運搬具等に係る重量税、印紙代等
	適正化事業費			土地改良区が行う適正化事業の実施に要する経費 目は、維持管理費の目と同一とする。 なお、必要に応じて、目を設定し、地区名等具体的に記載する。
	その他事業費			土地改良区が行う上記以外の土地改良事業の実施に要する経費 目は、維持管理費の目と同一とする。 なお、必要に応じて、目を設定し、地区名等具体的に記載する。
	委託業務費			土地改良区が委託する業務に要する経費（土地改良事業に関するものに限る。） 目は、維持管理費の目と同一とする。 なお、必要に応じて、目を設定し、地区名等具体的に記載する。
	受託業務費			土地改良区が受託する業務に要する経費（土地改良事業に関するものに限る。） 目は、維持管理費の目と同一とする。 なお、必要に応じて、目を設定し、地区名等具体的に記載する。
不納欠損引当金繰入額				不納欠損引当金に繰り入れた額
附帯事業費				土地改良区が行う附帯事業の実施に要する経費 項は、具体的な附帯事業の名称を記載し、目は、維持管理費の目と同一とする。
減価償却費				
	所有土地改良施設減価償却費			所有土地改良施設に係る減価償却費（維持管理事業用に購入した車両、固定資産に該当する器具備品等を含む）
	受託土地改良施設使用収益権減価償却費			受託土地改良施設使用収益権に係る減価償却費
	附帯事業施設減価償却費			附帯事業施設に係る減価償却費
一般管理費				土地改良区組織運営のために要する一般的経費（個々の事業に紐づけられないものを分類）
	運営事務費			土地改良区運営のために、毎年度経常的に要する経費 なお、必要に応じて、目を設定し、地区名等を記載する。
		役員報酬		理事及び監事に対して、その職務執行の対価として支給する報酬
		給料手当		土地改良区の運営事務に従事した職員に対して支給される給与及び諸手当
		臨時雇賃金		土地改良区の運営事務に従事したアルバイト・パートタイマーなど臨時の雇い人に対して支払う給料や諸手当

		賞与引当金繰入額	翌期に土地改良区の職員に支給する賞与のうちの当期に負担すべき金額
		退職給付費用	将来、土地改良区の職員が退職するときに支払う退職給付（退職一時金及び年金）のうちの当期に負担すべき金額
		役員退任慰労引当金繰入額	将来、土地改良区の役員が退任するときに支払う退任慰労金のうちの当期に負担すべき金額（当該引当金に係る規程において明記されたものに限る。）
		福利厚生費	職員の社会保険料の土地改良区負担額及び職員のための会食・旅行等の行事、医療・保健・厚生施設の使用費用
		研修費	研究会・講習会・教育訓練等に要した費用
		交際費	土地改良区が土地改良事業及びその附帯事業に係る者等に対する接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出する費用
		選挙費	総代選挙又は役員選挙（総会又は総代会の中で行われるものを除く。）の実施のために要した費用
		総代会費	会場借料、総代会の開催に係る総代会への日当、出席者への弁当・飲料その他これらに類する飲食物を供与するために通常要すべき費用、その他会議に必要となる費用
		その他会議費	総（代）会を除く、理事会、監事会その他会議の開催に係る弁当・飲料その他これらに類する飲食物を供与するために通常要すべき費用及びその他会議開催に必要となる費用
		旅費交通費	役員や職員が土地改良区の運営のために行った移動に要する旅費や交通費で、宿泊費のほか出張日当も含む
		通信運搬費	電話・郵便・インターネットなどの通信に要した費用及び運送業者への荷造費・運賃等
		消耗什器備品費	文房具や事務用品等の購入代金等の固定資産に該当しない器具備品の購入代金
		印刷製本費	外部の業者に支払った印刷代等
		支払保険料	保険会社との間で締結した保険契約に基づき支払った、事務所の火災保険、自動車保険、生命保険等の保険料
		支払手数料	金融機関の振込手数料や外部専門家に支払う報酬等
		諸謝金	講師に対する講演料等の謝礼金
		支払負担金等	土地改良区の関係者及び関係機関に対する負担金・協力金・交付金等で個々の事業に紐づけられないもの（土地改良事業団体連合会への賦課金、事業推進協議会の会費等）
		業務委託費	土地改良区の運営事務の一部を外部の業者に業務委託した際の費用
		租税公課	消費税、固定資産税等の納付額
		雑費	上記のいずれにも該当しない費用（事務所の警備料金・清掃費用等）
	事務所費		土地改良区事務所等の維持管理等に要する経費 なお、本所、支所等に分かれている場合は、節で具体的に付けて記載する。
		減価償却費	事務所建物、機械及び装置、車両運搬具、器具備品等の土地改良施設及び附帯事業施設以外の固定資産に係る減価償却費
		修繕費	事務所等の修理、維持管理のために支出した金額
		水道光熱費	電気・ガス・水道料金及びガソリン・軽油などの燃料の購入代金
		賃借料	事務所の備品や車両運搬具等の賃借料又はリース料
土地改良事業負担金			国及び都道府県営土地改良事業の負担金等（国の直轄管理、都道府県管理等の公的管理地区に係る負担金等土地改良事業に係る各種負担金を含む。）
	国営事業負担金		国営事業の負担金（直轄管理の負担金も含む。） なお、必要に応じて、目を設定し、地区名等具体的に記載する。
	県営事業分担金		県営事業の分担金（県営管理事業の分担金も含む。） なお、必要に応じて、目を設定し、地区名等具体的に記載する。
	市営事業分担金		市営事業の分担金（市営管理事業の分担金も含む。） なお、必要に応じて、目を設定し、地区名等具体的に記載する。
	その他負担金		上記以外の負担金 なお、必要に応じて、目を設定し、地区名等具体的に記載する。
他会計繰出金			他の会計への繰出金
	〇〇会計への繰出金		具体的な会計の名称を記載する。

3 経常外収入

款	項	目	節	説明
				土地改良区の事業以外の財産運用等から生じる収入（臨時的项目及び過年度修正項目を含む。）
固定資産売却益				土地、建物、車両運搬具、器具備品等の固定資産を売却したときに受け取った対価と帳簿価額の差益
	土地売却益			土地を売却したときに受け取った対価と帳簿価額の差益
	建物売却益			建物を売却したときに受け取った対価と帳簿価額の差益
	機械及び装置売却益			機械及び装置を売却したときに受け取った対価と帳簿価額の差益
	車両運搬具売却益			車両運搬具を売却したときに受け取った対価と帳簿価額の差益
	器具備品売却益			器具備品を売却したときに受け取った対価と帳簿価額の差益
有価証券売却益				有価証券を売却したときに受け取った対価と帳簿価額の差益
固定資産受贈益				固定資産を無償や低廉で受け入れた際の、当該固定資産を取得するのに要する支出額との差額
	受託土地改良施設使用収益権			国、都道府県等が所有する土地改良施設を土地改良区が管理受託している場合において、当該施設について土地改良区の自己負担額がない場合、無償で受託土地改良施設収益権を取得したことによるため、備忘価額として1円を計上する。（貸借対照表の受託土地改良施設使用収益権に1円を計上する。）

	土地受贈益			土地を無償や低廉で受け入れた際の、当該固定資産を取得するのに要する支出額との差額
	建物受贈益			建物を無償や低廉で受け入れた際の、当該固定資産を取得するのに要する支出額との差額
	機械及び装置受贈益			機械及び装置を無償や低廉で受け入れた際の、当該固定資産を取得するのに要する支出額との差額
	車両運搬具受贈益			車両運搬具を無償や低廉で受け入れた際の、当該固定資産を取得するのに要する支出額との差額
	器具備品受贈益			固定資産に該当する器具備品を無償や低廉で受け入れた際の、当該固定資産を取得するのに要する支出額との差額
資産評価益				資産を時価評価した際に生じる時価と帳簿価額との差益
	基本財産評価益			一般正味財産を充当した基本財産に含まれている満期保有目的の有価証券以外の投資有価証券を時価評価した際に生じる時価と帳簿価額の差益
	特定資産評価益			一般正味財産を充当した特定資産に含まれている満期保有目的の有価証券以外の投資有価証券を時価評価した際に生じる時価と帳簿価額の差益
その他資産評価益				その他資産を時価評価した際に生じる時価と帳簿価額との差益
	有価証券評価益			有価証券を時価評価した際に生じる時価と帳簿価額の差益
受取寄付金				寄付者等により、その使途、処分等に制約が課されていない寄付金（指定正味財産に該当しない場合に限る。）
	受取寄付金			受け取った寄付金の額
過年度修正				前期以前に計上した損益の修正による利益

4 経常外支出

款	項	目	節	説明
				土地改良区の事業以外の財産運用等から生じる支出で、臨時的項目及び過年度項目を含む。
固定資産売却損				土地、建物、車両運搬具、固定資産に該当する器具備品等の固定資産を売却したときに受け取った対価と帳簿価額の差損
	土地売却損			土地を売却したときに受け取った対価と帳簿価額の差損
	建物売却損			建物を売却したときに受け取った対価と帳簿価額の差損
	機械及び装置売却損			機械及び装置を売却したときに受け取った対価と帳簿価額の差損
	車両運搬具売却損			車両運搬具を売却したときに受け取った対価と帳簿価額の差損
	器具備品売却損			器具備品を売却したときに受け取った対価と帳簿価額の差損
有価証券売却損				有価証券を売却したときに受け取った対価と帳簿価額の差損
不納欠損				滞納賦課金等の不納欠損処理に伴う損失
	不納欠損			不納欠損処理に伴う損失額
災害損失				災害によって生じる損失
	災害損失			災害により生じた損失額
固定資産除却損				建物、機械及び装置、車両運搬具、固定資産に該当する器具備品等の固定資産を除却したときの損失
	建物除却損			建物を除却したときの損失
	機械及び装置除却損			機械及び装置除却損を除却したときの損失
	車両運搬具除却損			車両運搬具を除却したときの損失
	器具備品除却損			器具備品を除却したときの損失
資産評価損				資産を時価評価した際に生じる時価と帳簿価額の差損
	基本財産評価損			一般正味財産に充当した基本財産に含まれている満期保有目的の有価証券以外の投資有価証券を時価評価した際に生じる時価と帳簿価額の差損
	特定資産評価損			一般正味財産に充当した特定資産に含まれている満期保有目的の有価証券以外の投資有価証券を時価評価した際に生じる時価と帳簿価額の差損
その他資産評価損				その他資産を時価評価した際に生じる時価と帳簿価額の差損
	有価証券評価損			有価証券を時価評価した際に生じる時価と帳簿価額の差損
支払利息				債務の支払利息
	借入金利息			借入金の支払利息
		公庫資金借入金		公庫資金借入金の支払利息
		その他の借入金		その他の借入金の支払利息
繰延資産償却費				
	土地改良区設立費			土地改良区設立費を償却した際に計上する費用
	区債発行費			区債発行費を償却する際に計上する費用
過年度修正				前期以前に計上した損益の修正による損失

指定正味財産増減の部

款	項	目	節	説明
受取補助金等				国や都道府県等から受領した補助金、助成金等
	受取補助金			土地改良事業補助金交付要綱等に基づいて補助される事業に要する経費や農山漁村地域整備交付金交付要綱等に基づいて交付金が交付される事業に要する経費に対する国又は県等からの補助金又は交付金 なお、必要に応じて、目を設定し、具体的な事業名、地区名等を記載する。
	受取助成金等			市等から助成される助成金、他種事業の実施による当該事業主体からの補償金、土地改良事業の実施に際して他の団体から受領する協力金 なお、必要に応じて、目を設定し、具体的な事業名、地区名、助成者等がわかるように記載する。
受取交付金				
	適正化事業交付金			土地改良施設維持管理適正化事業を実施する年度における交付金（土地改良区の拠出額は含まない。）
受取寄付金				寄付者等により、その使途、処分等に制約が課されている寄付金
	受取寄付金			受け取った寄付金の額
固定資産受贈益				固定資産を無償や低廉で受け入れた際の、当該固定資産を取得するのに要する支出額との差額
	所有土地改良施設受贈益			土地改良施設を無償で譲与を受けた場合の当該土地改良施設の取得価額と譲与を受けた時点における土地改良区の自己負担額との差額
	土地改良施設用地等受贈益			土地改良施設用地を無償で譲与を受けた場合の土地の取得価額と譲与を受けた時点における土地改良区の自己負担額との差額
	有価証券受贈益			有価証券（基本財産及び特定資産に該当するものに限る。）の譲与等を受けた際に取得するのに要する支出額との差額
基本財産評価益				指定正味財産に充当した基本財産の評価益
特定資産評価益				指定正味財産に充当した特定資産の評価益
その他資産評価益				指定正味財産に充当したその他資産の有価証券の評価益
基本財産評価損				指定正味財産に充当した基本財産の評価損
特定資産評価損				指定正味財産に充当した特定資産の評価損
その他資産評価損				指定正味財産に充当したその他資産の有価証券の評価損
一般正味財産への振替額				指定正味財産から一般正味財産への振替額を記載する。 なお、必要に応じて、目を設定し、一般正味財産への振替額のうち、経常、経常外の区分がわかるよう記載する。

収支予算書・収支決算書

収入

款	項	目	節	説明
土地改良事業収入				土地改良事業における収入
	経常賦課金収入			土地改良施設の維持管理や事務費など土地改良区の運営資金に充てるために組合員から徴収する賦課金 なお、必要に応じて、目及び節を設定して、地区名、施設名等を記載する。
		事務費賦課金		土地改良区の運営資金に充てるために組合員から徴収する賦課金
		維持管理費賦課金		土地改良施設の維持管理に充てるために組合員から徴収する賦課金
	特別賦課金収入			土地改良施設の大規模な補修や造成に係る経費について、土地改良区負担分の拠出に充てるために組合員から徴収する賦課金 なお、必要に応じて、目及び節を設定して、地区名、施設名等を記載する。
		融資償還金賦課金		土地改良区営事業の土地改良区負担分に係る借入金の返済に充てるために組合員から徴収する賦課金
		分担金賦課金		県営事業等の分担金に係る借入金の返済に充てるために組合員から徴収する賦課金
	加入金収入			土地改良区に新規に土地が編入（加入）される場合において、土地改良区が当該土地に係る組合員から徴収する加入金 なお、必要に応じて、目を設定して、地区名、施設名等を記載する。
	転用決済金収入			組合員が土地改良法第3条に規定する資格を喪失し、権利義務の承継又は交替が行われなかった場合による権利義務の決済金 なお、必要に応じて、目を設定して、地区名、施設名等を記載する。
	負担金収入			土地改良区営土地改良事業における関係者及び関係機関からの負担金収入額 なお、必要に応じて、目を設定し、事業名等を記載する。 （適正化事業負担金、維持管理事業負担金等）
附帯事業収入				土地改良事業以外の附帯事業により得た収入
	他目的使用料収入			土地改良施設等を土地改良事業以外の用途で使用させることによる収入 なお、必要に応じて、目を設定し、具体的な使用料名を記載する。
	手数料収入			各種証明書、承諾書の交付、帳簿閲覧、立会いなどの手数料 なお、必要に応じて、目を設定し、具体的な使用料名を記載する。
	修繕作業料収入			組合員から依頼を受けた、給水バルブ等の修理、交換等作業料
	農地中間管理機構業務受託料収入			定款第4条第4項の規定により、農地中間管理機構から委託を受けて行う事業に係る受託料収入
	多面的機能支払活動組織業務受託料収入			定款第4条第5項の規定により、農地維持、資源向上等の多面的機能発揮組織事業を行う活動組織から委託を受けて行う事業に係る受託料収入
基本財産運用収入				定款及び規約で定められている基本財産を運用して得られる収入
	基本財産配当金収入			基本財産を運用して受け取る配当金
	基本財産利息収入			基本財産を運用して受け取る利息
	基本財産貸貸料収入			基本財産を運用して受け取る貸貸料
特定資産運用収入				土地改良区が特定の目的のために運用する資産から獲得する収入
	特定資産利息収入			特定資産を運用して受け取る利息
補助金等収入				国や県等から受領した補助金、助成金等
	補助金収入			土地改良事業補助金交付要綱等に基づいて補助される事業に要する経費や農山漁村地域整備交付金交付要綱等に基づいて交付金が交付される事業に要する経費に対する国又は県等からの補助金又は交付金 なお、必要に応じて、目を設定し、具体的な事業名、地区名等を記載する。
	助成金等収入			市等から助成される助成金、他種事業の実施による当該事業主体からの補償金、土地改良事業の実施に際して他の団体から受領する協力金 なお、必要に応じて、目を設定し、具体的な事業名、地区名、助成者等がわかるように記載する。
交付金収入				
	適正化事業交付金収入			土地改良施設維持管理適正化事業を実施する年度における交付金

寄附金収入				
	寄付金収入			
		寄付金		受け取った寄付金の額
業務受託料収入				土地改良区が行う受託業務における収入
	換地業務受託料収入			国、県、市、土地改良事業団体連合会等からの換地業務の委託に係る受託料 なお、必要に応じて、目を設定し、具体的な事業名、地区名等を記載する。(例：〇〇事業、〇〇地区、等)
	土地改良施設操作受託料収入			国、県、市等からの土地改良施設の操作業務の委託に係る受託料 なお、必要に応じて、目を設定し、具体的な事業名、地区名、施設名等を記載する。(例：〇〇事業、〇〇地区、〇〇機場等)
	調査業務受託料収入			国、県、市等からの調査業務の委託に係る受託料 なお、必要に応じて、目を設定し、具体的な調査名等を記載する。(例：〇〇調査業務、〇〇地区調査業務等)
	その他受託料収入			その他の受託料収入 なお、必要に応じて、目を設定し、受託業務名等を記載する。
雑収入				上記以外の収入
	受取利息配当金収入			基本財産及び特定資産以外の資産により、受け取った利息や配当金による収入
		受取利息		受け取った利息
		受取配当金		受け取った配当金
	過年度収入			長期未収賦課金等を徴収した場合や不納欠損処理した未収賦課金等について、入金があった場合等の収入
	過怠金収入			受け取った過怠金
	その他雑収入			上記以外の雑収入
預り金収入				
	預り金収入			源泉所得税、社会保険料等の預りによる収入
借入金収入				借入金による収入
	公庫資金借入金収入			日本政策金融公庫から受けた融資資金
	その他の借入金収入			その他金融機関から受けた融資資金 なお、必要に応じて、具体的な金融機関名を目に設定する。
基本財産取崩収入				基本財産を取り崩すことで生じる収入
	備荒積立金取崩収入			備荒積立金を取り崩すことで生じる収入
	土地改良施設更新積立金取崩収入			土地改良施設更新積立金を取り崩すことで生じる収入
	事業積立金取崩収入			事業積立金を取り崩すことで生じる収入
特定資産取崩収入				特定資産を取り崩すことで生じる収入 ほかに積立資産がある場合、具体的な名称を記載(〇〇積立資産取崩)
	財政調整積立資産取崩収入			財政調整積立資産を取り崩すことで生じる収入
	職員退職給付引当積立資産取崩収入			職員退職給付引当積立資産を取り崩すことで生じる収入
	役員退任慰労金積立資産取崩収入			役員退任慰労金積立資産を取り崩すことで生じる収入
	転用決済金積立資産取崩収入			転用決済金積立資産を取り崩すことで生じる収入
	廃根地売却金積立資産取崩収入			廃根地売却金積立資産を取り崩すことで生じる収入
	運営積立資産取崩収入			運営積立資産を取り崩すことで生じる収入
	維持管理費積立資産取崩収入			維持管理費積立資産を取り崩すことで生じる収入
	減債積立資産取崩収入			減債積立資産を取り崩すことで生じる収入
	建物等更新積立資産取崩収入			建物等更新積立資産を取り崩すことで生じる収入
固定資産売却収入				固定資産を売却することにより生じる収入
	土地売却収入			土地の売却により生じる収入
	建物売却収入			建物の売却により生じる収入
	機械及び装置売却収入			機械及び装置の売却により生じる収入
	車両運搬具売却収入			車両運搬具の売却により生じる収入

	器具備品売却収入			固定資産に該当する器具備品の売却により生じる収入
出資金返還収入				出資金の返還により生じる収入（国債その他の債券を売却した際の収入を含む）
差入保証金回収収入				差入保証金の回収により生じる収入
交付換地清算金収入				国営又は県営土地改良事業の換地等の換地清算において、国等から交付される換地清算金により生ずる収入
	換地清算金交付金収入			
徴収換地清算金収入				関係権利者から徴収する換地清算金により生じる収入
	換地清算金徴収金収入			
他会計貸付金回収収入				一般会計と特別会計の間に発生した貸付金の回収により生じる収入
他会計借入金借入収入				一般会計と特別会計の間に発生した借入金の借入により生じる収入
他会計繰入金				他会計からの繰入金
	他会計からの繰入金			具体的な会計の名称を記載する。
繰越金				
	前年度繰越金			前年度からの繰越金額

支出

款	項	目	節	説明
土地改良事業費支出				毎期の土地改良区が行う土地改良事業の実施に要する経費
	〇〇地区維持管理費支出			土地改良区が行う管内各地区の維持管理事業の実施に要する経費 なお、項に地区名を記載し、必要に応じて、各目に節を設定する。
		給料手当		土地改良事業に従事した職員に対して支給される給与及び諸手当
		臨時雇賃金		土地改良事業に従事したアルバイト・パートタイマーなど臨時の雇い人に対して支払う給料や諸手当
		旅費交通費		役員や職員が土地改良事業遂行のために行った移動に要する旅費や交通費で、宿泊費のほか出張日当も含む
		通信運搬費		電話・郵便・インターネットなどの通信に要した費用及び運送業者への荷造費・運賃等
		消耗什器備品費		土地改良事業に要する消耗品や固定資産に該当しない器具備品等の購入代金
		修繕費		土地改良施設の修理、改良等のために支出した金額
		水道光熱費		電気・ガス・水道料金及びガソリン・軽油などの燃料の購入代金
		賃借料		土地改良事業に係る備品や車両運搬具等の賃借料又はリース料
		支払保険料		保険会社との間で締結した保険契約に基づき支払った、水路保険や土地改良施設に付随する車両運搬具等に係る自動車保険等の保険料
		支払負担金等		土地改良区営土地改良事業における関係者及び関係機関に対する負担金・協力金・交付金等
		業務委託費		土地改良事業の一部を外部の業者に業務委託した際の費用
		調査費		用地調査・権利調査・予備調査などの調査に要した費用
		電力料		揚水機場、頭首工、除塵機等の電力料
		雑費		上記のいずれにも該当しない費用
	適正化事業費支出	(略)		土地改良区が行う適正化事業の実施に要する経費 目は、維持管理費の目と同一とする。 なお、必要に応じて、節を設定し、地区名等具体的に記載する。
	適正化事業拠出金支出			土地改良施設維持管理適正化事業の土地改良区の拠出金
		適正化事業拠出金		
	〇〇事業費支出	(略)		土地改良区が行う上記以外の土地改良事業の実施に要する経費 項に具体的な事業名を記載し、目は、維持管理費の目と同一とする。 なお、必要に応じて、節を設定する。
	委託業務費支出	(略)		土地改良区が委託する業務に要する経費（土地改良事業に関するものに限る。） 目は、維持管理費の目と同一とする。 なお、必要に応じて、節を設定し、地区名等具体的に記載する。

	受託業務費支出	(略)	土地改良区が受託する業務に要する経費（土地改良事業に関するものに限る。） 目は、維持管理費の目と同一とする。 なお、必要に応じて、節を設定し、地区名等具体的に記載する。
附帯事業費支出		(略)	土地改良区が行う附帯事業の実施に要する経費 項は、具体的な附帯事業の名称を記載し、目は、維持管理費の目と同一とする。
一般管理費支出			土地改良区組織運営のために要する一般的経費（個々の事業に紐づけられないものを分類）
	運営事務費支出		土地改良区運営のために、毎年度経常的に要する経費 なお、必要に応じて、各目に節を設定し、地区名等を記載する。
		役員報酬	理事及び監事に対して、その職務執行の対価として支給する報酬
		給料手当	土地改良区の運営事務に従事した職員に対して支給される給与及び諸手当
		臨時雇賃金	土地改良区の運営事務に従事したアルバイト・パートタイマーなど臨時の雇い人に対して支払う給料や諸手当
		賞与支払	土地改良区の職員に対して支払う賞与
		退職金支払	土地改良区の職員が退職するときに支払った退職一時金及び年金
		役員退任慰労金支払	土地改良区の役員が退任するときに支払った退任慰労金
		福利厚生費	職員の社会保険料の土地改良区負担額及び職員のための会食・旅行等の行事、医療・保健・厚生施設の費用
		研修費	研究会・講習会・教育訓練等に要した費用
		交際費	土地改良区が土地改良事業及びその附帯事業に係る者等に対する接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出する費用
		選挙費	総代選挙又は役員選挙（総会又は総代会の中で行われるものを除く。）の実施のために要した費用
		総代会費	会場借料、総代会の開催に係る総代への日当、出席者への弁当・飲料その他これらに類する飲食物を供与するために通常要すべき費用、その他会議に必要となる費用
		その他会議費	総（代）会を除く、理事会、監事会その他会議の開催に係る弁当・飲料その他これらに類する飲食物を供与するために通常要すべき費用及びその他会議開催に必要となる費用
		旅費交通費	役員や職員が土地改良区の運営のために行った移動に要する旅費や交通費で、宿泊費のほか出張日当も含む
		通信運搬費	電話・郵便・インターネットなどの通信に要した費用及び運送業者への荷造費・運賃等
		消耗什器備品費	文房具や事務用品等の購入代金等の固定資産に該当しない器具備品の購入代金
		印刷製本費	外部の業者に支払った印刷代等
		支払手数料	金融機関の振込手数料や外部専門家に支払う報酬等
		支払保険料	保険会社との間で締結した保険契約に基づき支払った、事務所の火災保険、自動車保険、生命保険等の保険料
		諸謝金	講師に対する講演料等の謝礼金
		支払負担金等	土地改良区の関係者及び関係機関に対する負担金・協力金・交付金等で個々の事業に紐づけられないもの（土地改良事業団体連合会への賦課金、事業推進協議会の会費等）
		業務委託費	土地改良区の運営事務の一部を外部の業者に業務委託した際の費用
		租税公課	消費税、固定資産税等の納付額
		雑費	上記のいずれにも該当しない費用（事務所の警備料金・清掃費用等）
	事務所費支出		土地改良区事務所等の維持管理等に要する経費 なお、本所、支所等にわかれている場合は、節で具体的に分けて記載する。
		修繕費	事務所等の修理、維持管理等のために支出した金額
		水道光熱費	電気・ガス・水道料金及びガソリン・軽油などの燃料の購入代金
		賃借料	事務所の器具備品や車両運搬具等の賃借料又はリース料
土地改良事業負担金支出			国及び県営土地改良事業の負担金等（国の直轄管理、県管理等の公的管理地区に係る負担金等土地改良事業に係る各種負担金を含む。）
	国営事業負担金支出		国営事業の負担金（直轄管理の負担金も含む。） なお、必要に応じて、目を設定し、地区名等具体的に記載する。
	県営事業分担金支出		県営事業の分担金（県営管理事業の分担金も含む。） なお、必要に応じて、目を設定し、地区名等具体的に記載する。
	市営事業分担金支出		市営事業の分担金（市営管理事業の分担金も含む。） なお、必要に応じて、目を設定し、地区名等具体的に記載する。
	その他負担金支出		上記以外の負担金 なお、必要に応じて、目を設定し、地区名等具体的に記載する。

借入金返済支出			借入金の返済のための支出
	公庫資金償還金支出		日本政策金融公庫からの融資資金の償還金
	その他の借入金返済金支出		公庫以外の融資機関に対する返済金
	リース債務返済支出		リース債務の返済金
支払利息			債務の支払利息
	借入金利息		借入金の支払利息
		公庫資金借入金	公庫資金借入金の支払利息
		その他の借入金	その他の借入金の支払利息
固定資産取得支出			事業に要する固定資産の取得に要する経費
	土地取得支出		土地の取得に係る支出額
	建物取得支出		建物の取得に係る支出額
	機械及び装置取得支出		機械及び装置の取得に係る支出額
	車両運搬具取得支出		車輛運搬具の取得に係る支出額
	器具備品取得支出		固定資産に該当する器具備品の取得に係る支出額
	リース資産取得支出		リース資産の取得に係る支出額
	ソフトウェア取得支出		ソフトウェアの取得に係る支出額
土地改良施設建設仮勘定取得支出			土地改良施設建設仮勘定の取得に係る支出額
附帯事業施設建設仮勘定取得支出			附帯事業建設仮勘定の取得に係る支出額
建設仮勘定取得支出			建設仮勘定の取得に係る支出額
出資金取得支出			出資金の取得により生じる支出（国債その他の債券を取得した際の支出を含む）
差入保証金差入支出			差入保証金の差入により生じる支出
支払換地清算金支出			
	換地清算金支払金支出		関係権利者に支払う換地清算金額 なお、必要に応じ、目に、地区名、工区名、換地区名等を記載する
納付換地清算金支出			
	換地清算金納付金支出		国営又は県営土地改良事業の換地等の換地清算において国等に納付する換地清算金額 なお、必要に応じ、目に、地区名、工区名、換地区名等を記載する
基本財産積立支出			基本財産を積み増すための支出額
	備荒積立金支出		備荒積立金を積み増すための支出額
	事業積立金支出		事業積立金を積み増すための支出額
特定資産積立支出			積立資産を積み増すための支出額 ほか積立資産がある場合、具体的な名称を記載
	財政調整積立資産積立支出		年度間の財源不均衡の調整に充てるための積立金
	職員退職給付引当積立資産積立支出		職員の退職給付金に充当する積立金
	役員退任慰労金積立資産積立支出		役員の退任慰労金に充当する積立金
	転用決済金積立資産積立支出		農地の転用等による地区除外に伴う決済金で、決済が行われた翌年度以降の土地改良事業に要する費用に充当する積立金
	廃根地売却金積立資産積立支出		開パイ地区の廃根地の売却代金で、開パイ地区の維持管理費に充当する積立金
	運営積立資産積立支出		一般管理費に充当する積立金
	維持管理費積立資産積立支出		維持管理費に充当する積立金 なお、節を設定し地区名等を記載する。
	施設更新積立資産積立支出		所有土地改良施設及び管理委託土地改良施設の更新費用等に充当する積立金
	減債積立資産積立支出		借入金や区債などの長期負債の返済に充当する積立金
	建設等更新積立資産積立支出		土地改良区の事務所等の建物等の更新費用に充当する積立金
雑支出			上記以外の支出
	過年度支出		過年度において支出すべき金額を今年度において支出する金額

預り金支出				
	預り金支出			源泉所得税、社会保険料等の納付による支出
他会計貸付金貸付支出				一般会計と特別会計の間に発生した貸付金の貸付により生じる支出
他会計借入金返済支出				一般会計と特別会計の間に発生した借入金の返済により生じる支出
他会計繰出額				他会計への繰出金
	〇〇会計繰出金支出			具体的な会計の名称を記載する
繰越金				
	次年度繰越金			次年度への繰越金額
予備費	予備費			承認された予算科目及び予算額が不足したときに用いることができる金額

必要に応じて、目及び節を設定する。
 〇〇は具体的な地区名、施設名等とする。